鹿児島県公報

平成25年３月19日（火）第2890号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）
定価　送料共１箇月2,650円

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（経営技術課取扱い）1

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い）2

告　　示

○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（３件）（社会福祉課取扱い）2

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い）3

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い）3

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い）3

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（２件）（障害福祉課取扱い）4

○土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い）6

○基本測量の終了（監理課取扱い）7

○公共測量の終了（監理課取扱い）7

○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い）7

○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い）9

○証紙販売人の指定の解除（会計課取扱い）10

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い）11

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（姶良・伊佐地域振興局取扱い）11

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い）11

公　　告

○大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い）12

○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告（建築課取扱い）13

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い）13

規　　則

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

鹿児島県規則第10号

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年鹿児島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「入学定員等」を「入学定員」に改め，同条の表養成部門の部農学部の款野菜科の項中「25人」を「35人」に改め，同款花き科の項中「20人」を「10人」に改める。

附　則

１　この規則は，平成26年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前においても，養成部門に係る入学試験の実施に必要な準備行為をすることができる。

………………………………………………………

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

鹿児島県規則第11号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第１本庁の表水産振興課の項中「第二制海」を「制海」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

告　　　示

鹿児島県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の２の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

名　　称	所　在　地	廃止年月日
森園薬局	鹿屋市向江町25番２号	平成25年２月３日
タバタ薬局湧水店	姶良郡湧水町恒次1693番地６	平成25年１月31日
指宿市民薬局	指宿市十二町4141－１	平成24年11月30日

鹿児島県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により，指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

居宅介護事業所		廃止年月日
名　　称	所　在　地	
デイサービスセンター皆田のさと	日置市東市来町湯田4648番地	平成25年３月１日

鹿児島県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の２の規定により，指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

氏　　名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
清川義郎	清川整骨院 枕崎市千代田町11－１	平成24年12月31日

鹿児島県告示第291号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社ＧＯＵＨＡＲＡ	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原　隆博	平成25年２月28日	訪問介護
訪問看護ステーション鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町1800番地	池田志保子	平成25年３月31日	訪問看護
甑島指定訪問看護ステーション	薩摩川内市里町里1900番地２	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地１	今別府哲矢	平成25年３月31日	訪問看護
ショートステイだんだん	鹿屋市新川町5453番地１	有限会社コンフィアンス	鹿児島市原良二丁目10番11号	内田　秀行	平成25年３月31日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第292号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条第２項の規定により，指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ひまわり	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社ＧＯＵＨＡＲＡ	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原　隆博	平成25年２月28日	居宅介護支援

鹿児島県告示第293号

介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の５の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社ＧＯＵＨＡＲＡ	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原　隆博	平成25年２月28日	介護予防訪問介護
訪問看護ステーション鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町1800番地	池田志保子	平成25年３月31日	介護予防訪問看護
甑島指定訪問看護ステーション	薩摩川内市里町里1900番地２	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地１	今別府哲矢	平成25年３月31日	介護予防訪問看護
ショートステイだんだん	鹿屋市新川町5453番地１	有限会社コンフィアンス	鹿児島市原良二丁目10番11号	内田　秀行	平成25年３月31日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第294号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
医療法人静和会ファミリーＨＰ薩摩	薩摩川内市水引町3247番地１	平成24年12月１日	精神通院医療
社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町２番46号	平成24年12月１日	精神通院医療
医療法人仁和会山田クリニック	阿久根市本町63	平成24年12月１日	精神通院医療
医療法人公盡会出水病院	出水市麓町29番１号	平成24年12月１日	精神通院医療
医療法人博仁会宮之城病院	薩摩郡さつま町船木34番地	平成24年12月１日	精神通院医療
脇本病院	阿久根市脇本9093－２	平成24年12月１日	精神通院医療
つかさとクリニック	出水市下知識町1518番地１	平成24年12月１日	精神通院医療
Ｋメンタルクリニック	薩摩川内市田崎町1071番地８	平成24年12月１日	精神通院医療
薩摩川内市下甑手打診療所	薩摩川内市下甑町手打956番地	平成24年12月１日	精神通院医療
川内脳神経外科	薩摩川内市五代町3210－１	平成24年12月１日	精神通院医療
中郷病院	薩摩川内市中郷一丁目１番７号	平成24年12月１日	精神通院医療
永田へき地出張診療所	熊毛郡屋久島町永田1247番地１	平成24年12月１日	精神通院医療
二宮医院	出水市本町４番45号	平成24年12月１日	精神通院医療
社会医療法人卓翔会市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	平成24年12月１日	精神通院医療
出水郡医師会立阿久根市民病院	阿久根市赤瀬川4513	平成24年12月１日	精神通院医療
医療法人幸仁会キッズクリニック	出水市向江町19番24号	平成24年12月１日	精神通院医療
医療法人蘇明会奥田蘇明会医院	出水市高尾野町大久保13番地	平成24年12月１日	精神通院医療
クオラクリニックせんだい	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成24年12月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第295号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

薬　局		更新年月日	自立支援医療の種類
名　称	所　在　地		
本町薬局	阿久根市高松町36番地	平成24年12月１日	精神通院医療
いまがま調剤薬局	出水市下知識町1519番地	平成24年12月１日	精神通院医療
Ｄ・ＭＬ五万石薬局	出水市五万石町801番地	平成24年12月１日	精神通院医療
吉村薬局	薩摩川内市横馬場町９－26	平成24年12月１日	精神通院医療
白十字薬局	薩摩川内市原田町５番１号	平成24年12月１日	精神通院医療
しらゆり調剤薬局	薩摩川内市大小路町19番９号	平成24年12月１日	精神通院医療
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町１番26号	平成24年12月１日	精神通院医療
福田薬局	薩摩川内市樋脇町市比野2561番地	平成24年12月１日	精神通院医療
とまと薬局長田店	鹿児島市長田町16番７	平成24年12月１日	精神通院医療
すずらん薬局長田店	鹿児島市長田町16－６	平成24年12月１日	精神通院医療
脇本調剤薬局	阿久根市大字脇本7401－２	平成24年12月１日	精神通院医療
のぞみ薬局	阿久根市本町75－３	平成24年12月１日	精神通院医療
奥田薬局	出水市六月田町935番地	平成24年12月１日	精神通院医療
うらくぼ薬局	出水市高尾野町大久保1415－３	平成24年12月１日	精神通院医療
青空薬局	薩摩郡さつま町柏原2820番地	平成24年12月１日	精神通院医療
出水郡薬剤師会会営薬局阿久根店	阿久根市赤瀬川1205番地６	平成24年12月１日	精神通院医療
トクモト薬局	出水市本町４－45プラッセだいわ出水店内	平成24年12月１日	精神通院医療
かしま薬局	出水市平和町20番地	平成24年12月１日	精神通院医療
出水郡薬剤師会会営薬局	出水市明神町537番地	平成24年12月１日	精神通院医療
さくら薬局	出水市向江町19番26号	平成24年12月１日	精神通院医療
しもずる薬局	出水市高尾野町下水流761番地３	平成24年12月１日	精神通院医療
ゆう薬局	薩摩川内市平佐町1693番地32	平成24年12月１日	精神通院医療
そうごう薬局川内店	薩摩川内市原田町25番18号	平成24年12月１日	精神通院医療
そうごう薬局御陵下店	薩摩川内市御陵下町14番地10	平成24年	精神通院医療

	号	12月１日	
市比野調剤薬局	薩摩川内市樋脇町市比野3087番地	平成24年12月１日	精神通院医療
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田2108番地２	平成24年12月１日	精神通院医療
ゆう薬局串木野店	いちき串木野市昭和通134番８	平成24年12月１日	精神通院医療
つるだ薬局	薩摩郡さつま町湯田2073番地36	平成24年12月１日	精神通院医療
第二緑調剤薬局	出水市緑町44－38	平成24年12月１日	精神通院医療
ひまわり薬局	出水市上知識町854番地	平成24年12月１日	精神通院医療
こがね薬局	出水市黄金町427－３	平成24年12月１日	精神通院医療
ベル調剤薬局	薩摩川内市田崎町字井ノ上原1072番地５	平成24年12月１日	精神通院医療
白和調剤薬局	薩摩川内市白和町８－９	平成24年12月１日	精神通院医療
すず調剤薬局	薩摩川内市東開聞町13－４	平成24年12月１日	精神通院医療
水引薬局	薩摩川内市水引町7615－45	平成24年12月１日	精神通院医療
さつき薬局	薩摩川内市隈之城町1476－３	平成24年12月１日	精神通院医療
株式会社中村五郎薬局	出水市明神町387	平成24年12月１日	精神通院医療
宮崎町薬局	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成24年12月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，笠野原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　就任した役員の氏名及び住所

理事　安藤　和文　鹿屋市下高隈町5023番地６
理事　川﨑　成敏　鹿屋市祓川町6577番地２
理事　田原　義博　鹿屋市東原町3269番地
理事　鳥丸　德三　鹿屋市王子町4146番地
理事　梶原　正憲　鹿屋市旭原町2404番地１
理事　小島　政雄　鹿屋市新川町5279番地
理事　武元　　悟　鹿屋市笠之原町7365番地12
理事　畠井　孝二　鹿屋市川東町7084番地３
理事　高橋　見直　鹿屋市吾平町下名2936番地２
理事　稲田　昌豊　鹿屋市串良町細山田4053番地
理事　篠原　憲幸　鹿屋市串良町有里7535番地１
理事　小城　鶴守　鹿屋市串良町有里8150番地５
理事　道免　　勇　鹿屋市串良町有里2380番地１
理事　田平　一盛　鹿屋市串良町下小原2787番地２

理事　内門　道秋　鹿屋市串良町岡崎3163番地
理事　山下　　繁　鹿屋市串良町有里7555番地１
理事　中野　純喬　鹿屋市串良町上小原3206番地
理事　福田　幹雄　肝属郡肝付町富山1656番地
監事　谷村　幸雄　鹿屋市新川町75番地７
監事　東　　速雄　鹿屋市東原町6826番地10
監事　味吉　成男　鹿屋市串良町細山田4574番地12
（任期　平成25年２月21日から平成29年２月20日まで）

２　退任した役員の氏名及び住所
理事　安藤　一夫　鹿屋市下高隈町5049番地
理事　川﨑　成敏　鹿屋市祓川町6577番地２
理事　田原　義博　鹿屋市東原町3269番地
理事　鳥丸　德三　鹿屋市王子町4146番地
理事　松元　義雄　鹿屋市旭原町2398番地
理事　小島　政雄　鹿屋市新川町5279番地
理事　武元　　悟　鹿屋市笠之原町7365番地12
理事　畠井　孝二　鹿屋市川東町7084番地３
理事　高橋　見直　鹿屋市吾平町下名2936番地２
理事　稲田　昌豊　鹿屋市串良町細山田4053番地
理事　篠原　憲幸　鹿屋市串良町有里7535番地１
理事　道免　　勇　鹿屋市串良町有里2380番地１
理事　田平　一盛　鹿屋市串良町下小原2787番地２
理事　野﨑　義教　鹿屋市串良町岡崎3117番地
理事　上段　幸哉　鹿屋市串良町上小原3740番地
理事　福田　幹雄　肝属郡肝付町富山1656番地
監事　今辻　清文　鹿屋市串良町細山田5276番地
監事　谷村　幸雄　鹿屋市新川町75番地７
監事　東　　速雄　鹿屋市東原町6826番地10

鹿児島県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により，国土地理院長から平成24年７月17日鹿児島県告示第856号で告示した基本測量の実施は，平成25年２月28日終了した旨の通知があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

鹿児島県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により，鹿児島市長から平成24年10月16日鹿児島県告示第1140号で告示した公共測量の実施は，平成25年３月１日終了した旨の通知があった。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

鹿児島県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土　砂　災　害　警　戒　区　域　の　名　称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・安勝１，急・唐浜下１，急・安勝２，急・小俣１，急・小俣２，急・ナカン田１，急・田雲１，急・田雲２，急・田雲３，急・田雲４，急・小俣３，急・下佐大熊１，急・鳩１，急・北佐大熊１，急・北佐大熊２，急・上佐大熊１，急・上佐大熊２，急・舟蔵１，急・ヨンゲン又１，急・奥俣１，急・ヨンゲン又２，急・平田原１，急・田雲５，急・田雲６，急・犬道原１，急・手籠１，急・田雲７，急・田雲８，急・山田１，急・平田原２，急・古道１，急・ヨンゲン又３，急・平田原３，急・中山１，急・山田２及び急・平田原４
	肝付町	急・舟木１，急・舟木２，急・船間１，急・船間２，急・船間３，急・船間４，急・船間５，急・船間６，急・船間７，急・船間８，急・船間９，急・辺塚１，急・辺塚２，急・大浦１，急・大浦２，急・大浦３，急・大浦４，急・舟木３，急・船間10，急・船間11，急・船間12，急・船間13，急・船間14，急・船間15，急・五郎ケ元１，急・五郎ケ元２，急・辺塚３，急・辺塚４，急・大浦５，急・大浦６，急・船間16，急・船間17，急・船間18，急・船間19，急・船間20，急・大浦７，急・山神１，急・豆ヶ塚１，急・豆ヶ塚２，急・中石ノ脇１，急・北荒平原１，急・石之脇１，急・馬床１，急・馬床２，急・川添ノ下１，急・東尾牟礼１，急・栗須１，急・東尾牟礼２，急・栗須２，急・尾牟礼１，急・尾牟礼２，急・滝ノ尻１，急・和田２，急・平木場１，急・神山迫１，急・片野１，急・東牟礼山１，急・北谷道添１，急・豆ヶ塚３，急・北荒平原２，急・東尾牟礼３，急・尾牟礼３，急・尾牟礼４，急・新屋敷１，急・上ノ原１，急・通山１，急・大牧１，急・石原１，急・橋之元１，急・上折生野１，急・宇都口１，急・岸良道添１，急・岸良道添２，急・下大平１，急・岸良道添３，急・下大平２，急・永岩１，急・永岩２，急・湯之谷１，急・下大平３，急・湯之谷２，急・川床１，急・立谷１，急・立谷２，急・立谷３，急・立谷４，急・立谷５及び急・立谷６
	宇検村	急・久志１，急・須古１，急・須古２，急・阿室１，急・名柄１及び急・名柄２
	瀬戸内町	急・久慈１，急・油井１及び急・瀬相１
土石流	奄美市	土・安勝１，土・安勝２，土・安勝３，土・安勝４，土・舟蔵２，土・唐浜下１，土・上佐大熊６，土・安勝５，土・安勝６，土・安勝７，土・小俣１，土・小俣２，土・上佐大熊７，土・上佐大熊１，土・舟蔵１，土・上佐大熊２，土・上佐大熊３，土・上佐大熊４，土・上佐大熊５，土・ヨンゲン又１，土・ヨンゲン又２，土・古道１，土・平田原１，土・平田原２，土・奥俣１，土・平田原３，土・田雲１，土・ナカン田１，土・ナカン田２，土・田雲２，土・田雲３，土・田雲４，土・田雲５，土・手籠１，土・田雲６及び土・安勝８

	肝付町	土・舟木１，土・船間１，土・船間２，土・船間３，土・五郎ケ元１，土・五郎ケ元２，土・船間４，土・五郎ケ元３，土・船間５，土・五郎ケ元４，土・辺塚１，土・大浦１，土・大浦２，土・大浦３，土・辺塚２，土・大浦４，土・山神１，土・山田平１，土・東尾牟礼１，土・東尾牟礼２，土・尾牟礼１，土・片野１，土・牧園１，土・南１，土・東尾牟礼３，土・尾牟礼２，土・岩之元１，土・風ヶ谷１，土・石原１，土・風ヶ谷２，土・中折生野１，土・上折生野１，土・宇都口１，土・宇都口２，土・上折生野２，土・下大平１，土・下大平２，土・湯之谷１，土・川床１，土・永岩１，土・上大平１，土・上大平２，土・四俣１，土・立谷１，土・石原２，土・立谷２，土・立谷３，土・下大平３，土・大牧１，土・大牧２及び土・中折生野２
	宇検村	土・久志１，土・久志２，土・久志３，土・久志４，土・須古１，土・須古２，土・須古３，土・名柄１，土・久志５及び土・須古４
	瀬戸内町	土・油井１，土・瀬相１，土・瀬相２，土・伊子茂１，土・伊子茂２，土・伊子茂３，土・伊子茂４，土・瀬相３，土・瀬相４，土・瀬相５，土・伊子茂５，土・勝能１，土・勝能２，土・勝能３，土・勝能４，土・渡連１，土・勝能５，土・瀬相６及び土・勝能６

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課又は大島支庁建設部建設課若しくは瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により，次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・安勝１，急・唐浜下１，急・安勝２，急・小俣１，急・小俣２，急・ナカン田１，急・田雲１，急・田雲２，急・田雲３，急・田雲４，急・小俣３，急・下佐大熊１，急・鳩１，急・北佐大熊１，急・北佐大熊２，急・上佐大熊１，急・上佐大熊２，急・舟蔵１，急・ヨンゲン又１，急・奥俣１，急・ヨンゲン又２，急・平田原１，急・田雲５，急・田雲６，急・大道原１，急・手籠１，急・田雲７，急・田雲８，急・山田１，急・平田原２，急・古道１，急・ヨンゲン又３，急・平田原３，急・中山１，急・山田２及び急・平田原４
	肝付町	急・舟木１，急・舟木２，急・船間１，急・船間２，急・船間３，急・船間４，急・船間５，急・船間６，急・船間７，急・船間８，急・船間９，急・辺塚１，急・辺塚２，急・大浦１，急・大浦２，急・大浦３，急・大浦４，急・舟木３，急・船間10，急・船間11，急・船間12，急・船間

		13，急・船間14，急・船間15，急・五郎ケ元１，急・五郎ケ元２，急・辺塚３，急・辺塚４，急・大浦５，急・大浦６，急・船間16，急・船間17，急・船間18，急・船間19，急・船間20，急・大浦７，急・山神１，急・豆ヶ塚１，急・豆ヶ塚２，急・中石ノ脇１，急・北荒平原１，急・石之脇１，急・馬床１，急・馬床２，急・川添ノ下１，急・東尾牟礼１，急・栗須１，急・東尾牟礼２，急・栗須２，急・尾牟礼１，急・尾牟礼２，急・滝ノ尻１，急・和田２，急・平木場１，急・神山迫１，急・片野１，急・東牟礼山１，急・北谷道添１，急・豆ヶ塚３，急・北荒平原２，急・東尾牟礼３，急・尾牟礼３，急・尾牟礼４，急・新屋敷１，急・上ノ原１，急・通山１，急・大牧１，急・石原１，急・橋之元１，急・上折生野１，急・宇都口１，急・岸良道添１，急・岸良道添２，急・下大平１，急・岸良道添３，急・下大平２，急・永岩１，急・永岩２，急・湯之谷１，急・下大平３，急・湯之谷２，急・川床１，急・立谷１，急・立谷２，急・立谷３，急・立谷４，急・立谷５及び急・立谷６
	宇検村	急・久志１，急・須古１，急・須古２，急・阿室１，急・名柄１及び急・名柄２
	瀬戸内町	急・久慈１，急・油井１及び急・瀬相１
土石流	奄美市	土・安勝３，土・舟蔵２，土・唐浜下１，土・安勝５，土・安勝６，土・安勝７，土・小俣１，土・小俣２，土・上佐大熊７，土・舟蔵１，土・上佐大熊５，土・ヨンゲン又１，土・ヨンゲン又２，土・古道１，土・平田原２，土・奥俣１，土・平田原３，土・田雲１，土・ナカン田１，土・ナカン田２，土・田雲２，土・田雲３，土・田雲４，土・田雲５，土・手籠１，土・田雲６及び土・安勝８
	肝付町	土・舟木１，土・船間１，土・船間２，土・船間３，土・五郎ケ元１，土・五郎ケ元２，土・船間４，土・五郎ケ元３，土・船間５，土・五郎ケ元４，土・辺塚１，土・大浦１，土・大浦２，土・大浦３，土・辺塚２，土・大浦４，土・山神１，土・山田平１，土・東尾牟礼１，土・東尾牟礼２，土・尾牟礼１，土・牧園１，土・南１，土・東尾牟礼３，土・尾牟礼２，土・風ヶ谷１，土・石原１，土・風ヶ谷２，土・中折生野１，土・上折生野１，土・宇都口２，土・上折生野２，土・下大平１，土・下大平２，土・湯之谷１，土・永岩１，土・上大平１，土・上大平２，土・立谷１，土・立谷２，土・立谷３，土・下大平３，土・大牧１，土・大牧２及び土・中折生野２
	宇検村	土・久志１，土・久志２，土・久志３，土・久志４，土・須古３及び土・久志５
	瀬戸内町	土・伊子茂１，土・伊子茂３，土・伊子茂４，土・瀬相３，土・瀬相５，土・勝能１，土・勝能２，土・勝能４，土・勝能５，土・瀬相６及び土・勝能６

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課又は大島支庁建設部建設課若しくは瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第301号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第８条第１項の規定により，次のとおり

収入証紙販売人の指定を解除した。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

名称	住所	販売所の所在地	解除年月日
あいら農業協同組合中部地域営農センター センター長 永吉市男	霧島市溝辺町有川320番地	霧島市溝辺町有川320番地	平成25年３月８日

北薩地域振興局告示第８号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年３月19日

北薩地域振興局長　前田哲志

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地８	社会福祉法人青陵会	阿久根市赤瀬川887番地１	折橋　嘻典	平成25年３月31日	自立訓練（機能訓練）

姶良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年３月19日

姶良・伊佐地域振興局長　岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
労協センター事業団姶良地域福祉事業所スマイルハウスおひさま	姶良市加治木町日木山124番地２	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目１番２号光文社ビル６Ｆ	藤田　徹	平成25年２月26日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

大隅地域振興局告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年３月19日

大隅地域振興局長　秋元幸壽

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護カイロス	肝属郡肝付町後田5501	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501	野村　碩夫	平成24年９月30日	生活介護

公　　告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成25年３月19日から４月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは，「⑴意見　⑵意見を述べる理由　⑶氏名及び住所（団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）　⑷大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成25年３月19日から４月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターニシムタ岩川店

曽於市大隅町岩川宮ノ前下7411番地１　外17筆

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

⑴　大規模小売店舗を設置する者

株式会社ニシムタ　代表取締役社長　西牟田敏明

鹿児島市与次郎一丁目10番１号

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニシムタ　代表取締役社長　西牟田敏明

鹿児島市与次郎一丁目10番１号

３　大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月６日

４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,404平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の位置及び収容台数

建物北側及び南側　584台

⑵　駐輪場の位置及び収容台数

第１駐輪場　建物北西側　40台

第２駐輪場　建物北東側　20台

⑶　荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設１　建物北西側　50平方メートル

荷さばき施設２　建物西側　65平方メートル

荷さばき施設３　建物南西側　65平方メートル

荷さばき施設４　建物南東側　65平方メートル

⑷　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南西側　61立方メートル

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア　開店時刻　午前７時

イ　閉店時刻　翌日の午前零時

⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前６時30分から翌日の午前零時30分まで

⑶　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

３箇所　店舗敷地北側及び東側

⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後10時まで

７　届出年月日

平成25年３月５日

……………………………………………………

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については，その事務所の所在地を確知できないので，当該宅地建物取引業者は，その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により公告する。

なお，この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは，同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年３月19日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
有限会社東榮不動産商事	宮迫　敏三	姶良市東餅田2714番地３	平成23年４月14日	鹿児島県知事（11）第447号

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年３月19日

鹿児島県公安委員会委員長　山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	ＣＲフィーバータイガーマスク２Ｙ	株式会社三共	3P0043
ぱちんこ遊技機	ＣＲフィーバー機動戦士ガンダムＧ	株式会社三共	3P0112
回胴式遊技機	パチスロ信長の野望－天下創世－Ｊ	株式会社ニューギン	3S0089